


ふぐ処理者認定制度の改正について

1. 改正の趣旨

これまでは、厚労省通知「フグの衛生確保について」に基づき、宮城県と仙台市それぞれが「ふぐの取扱いに関する指導要綱」を策定し、ふぐによる食中毒防止対策を行ってきた。

今般、食品衛生法の改正に伴い、厚生労働省通知により全国統一的なふぐ処理者の認定基準が示された。このことを受け、宮城県が、ふぐ処理者の認定等について必要な事項を規定した「ふぐの処理等の規制に関する条例」が令和3年6月1日に施行され、本市においても条例の適用を受けることになった。また、条例に規定のない未処理ふぐの販売等については、引き続き「ふぐの取扱いに関する指導要綱」に規定する。

2. 改正の概要

	～R3.5.31(要綱)	～R3.6.1～(条例)
認定制度	<p>認定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会の受講 「ふぐ取扱者」として、登録済票を交付 <p>認定対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 未処理ふぐを調理・加工・販売する者 未処理ふぐを販売する者 <p>受講資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね5年以内に2年以上の実務経験を有する者 <p>講習会受講申し込み</p> <p>窓口：宮城県、仙台市の保健所支所等 手数料：なし</p>	<p>認定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験(学科・実技)の合格 「ふぐ処理者」として、免許証を交付 <p>認定対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ふぐを処理する者 <p>※処理：ふぐを食用に供する目的で、有毒部位を除去することをいう</p> <p>受験資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務教育修了者 <p>免許申請</p> <p>窓口：宮城県の保健所支所等 手数料：あり</p> <p>要綱に基づく講習会の受講</p>
施設届出	<p>ふぐ取扱施設の届出規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り ふぐ販売等営業届出済票を交付 	<p>ふぐ取扱施設の届出規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法に基づく営業許可申請時にふぐ処理施設である旨等を記載。 営業許可書にふぐ処理施設マーク(右図)を印字し交付 
免許特例		<p>既存の「ふぐ取扱者」の免許の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「調理・加工・販売」区分の者は、免許を受けた者とみなされ、県内に限りふぐ処理が可能。